一般競争入札（条件付）の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和７年４月25日

岡山県知事　伊 原 木　　隆　太

１　入札に付する事項

（１）委託番号　　第３－２号
（２）委 託 名　　令和７年度　真庭産業団地　環境管理業務
（３）委託内容　　「令和７年度　真庭産業団地　環境管理業務　特記仕様書」のとおり
（４）契約期間　　契約締結の日から令和８年３月13日まで

２　入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、下記の要件を全て満たしていること。

（１）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
（２）入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「４　調査・研究（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「３　環境測定」であり、格付区分がＡ又はＢであること。
（３）入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
（５）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
（６）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
（７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年２月１日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
（８）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

３　契約条項を示す場所

岡山県産業労働部
企業誘致・投資促進課　開発推進班
〒700-8570　岡山市北区内山下二丁目４番６号
電話番号　　086-226-7389
ファクシミリ番号　　086-226-7800
電子メールアドレス　kiyuu@pref.okayama.lg.jp

４　入札手続等

（１）入札参加資格確認申請書の配布及び設計図書等の閲覧

１）期　間

令和７年４月 25 日（金）午前９時から同年５月 26 日（月）午後４時まで

２）配布方法

下記の産業労働部企業誘致・投資促進課ホームページからダウンロードすること。

https://www.pref.okayama.jp/site/321/913263.html

（２）設計図書等への質問

１）受付期間

令和７年４月 25 日（金）午前９時から同年５月 16 日（金）午後４時まで

ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。

２）質問方法

設計図書等に関する質問・回答書（様式第１号）により電子メールで質問することとし、その旨を電話にて連絡すること。

３）送付先

「３　契約条項を示す場所」のとおり。

（３）設計図書等への質問に対する回答

１）閲覧期間

回答可能となった日から令和７年５月 26 日（月）午後４時まで

２）閲覧方法

下記の産業労働部企業誘致・投資促進課ホームページから閲覧すること。

https://www.pref.okayama.jp/site/321/913263.html

（４）入札参加資格確認申請書の提出

１）期　間

令和７年４月 25 日（金）午前９時から同年５月 20 日（火）午後４時まで

ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。

２）提出書類

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第２号）

３）提出部数

１部

４）提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付とする。

なお、郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。

５）場　所

「３　契約条項を示す場所」のとおり。

（５）入札参加資格要件の審査

１）事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記２（１）から（３）まで及び（６）から（８）までの事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、入札期日の

２日前までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

２）事後審査

上記１）の事前審査に規定する事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者１名を確認するまで、最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、当該最低制限価格を上回る最低価格入札者）から入札価格の低い順に行い、入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

３）入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して２日以内に、上記３の宛先に電子メールにより入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

５　入札

（１）日　時

令和７年５月 27 日（火）午後３時 15 分

（２）場　所

岡山市北区内山下二丁目４番６号

岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下１階）

（３）入札方法

入札書（様式第３号）を持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

（４）入札書の記載方法

１）入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、発注者との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

２）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）代理人による入札

１）入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

２）入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

（６）その他

１）入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

２）入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
３）入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
４）入札をした場合において、落札候補者がないときは、直ちにその場において再度入札を行うものとする。

（７）入札保証金
見積もった契約希望金額の 100 分の５以上とする。ただし、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第８号）第 133 条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

（８）入札の無効
下記のいずれかに該当する入札は無効とする。
１）この公告で規定する入札参加資格のない者のした入札
２）申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
３）上記４（５）２）で規定する事後審査において入札参加資格要件に不適合と認められた者のした入札
４）岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札

６　落札者の決定方法

（１）岡山県財務規則第 137 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を第１順位落札候補者とする。
（２）落札候補となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第１順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
（３）落札決定は、上記４（５）２）の事後審査が完了した後に行うものとする。

７　その他

（１）入札後に設計図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
（２）提出された書類は、返却しない。また、提出期間以降における書類の差し替え、再提出は認めない。
（３）申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
（４）提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。
ただし、発注者が公表等のために必要な場合は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
（５）提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
（６）提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
（７）契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年３月 20 日規則第８号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
（８）業務委託契約書の作成を要する。

（９）契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(10) その他必要な事項は、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課長が定める。